

名桜大学新型コロナウイルス感染症拡大防止の活動指針

レベル	学生の入構	授業・オリエンテーション	研究活動	課外活動	大学運営	学外者の入構
I	<p>原則、入構禁止</p> <p>(注1)以下①～③の場合に限り、学生の入構を認める</p> <p>① 個別学習(グループ学習不可)及び遠隔授業の受講のための施設利用(学生会館、図書館等)</p> <p>② 教科書購入、レポート提出、各種証明書発行、就職活動指導等</p> <p>③ 保健センター及び学生相談室利用</p>	<p>○原則として遠隔のみ。遠隔と対面のハイブリッドで行う必要がある場合は、学部長等から実施前に許可を得る</p> <p>○学外で授業を実施する場合は、学部長等と調整し、学長から許可を得る</p>	<p>○教員の研究活動は感染拡大防止の措置を講じた上で、実施可能</p> <p>○学生の研究活動は、指導教員と行うことを条件に特別に許可する</p>	<p>全面禁止 大会参加禁止</p>	<p>勤務場所分散、在宅勤務、自宅出張を活用した勤務体制とする</p>	<p>関係者以外入構禁止</p>
II	<p>感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能</p>	<p>○授業は対面と遠隔のハイブリッド原則として対面で実施</p> <p>○学外で授業を実施する場合は、学部長等と調整し、学長から許可を得る</p>	<p>感染拡大防止の措置を講じた上で、実施</p>	<p>感染拡大防止の措置を講じた上で、沖縄県等の対処方針にもとづいて許可を得て実施</p>	<p>感染拡大防止の措置を講じた上で、勤務を行う</p>	<p>原則として、許可された学外施設利用者、学内事業者及び関連業者以外の入構を禁止する</p>
III	<p>感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能</p>	<p>○原則として対面で実施</p> <p>○学外で授業を実施する場合も、感染拡大防止の措置を講じる</p>	<p>感染拡大防止の措置を講じた上で、実施</p>	<p>感染拡大防止の措置を講じた上で、実施</p>	<p>感染拡大防止の措置を講じた上で、勤務を行う</p>	<p>感染拡大防止の措置を講じた上で、入構可能</p>